

議案第28号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

防疫等業務手当の支給範囲に新型インフルエンザ等感染症その他これに準ずる感染症の患者等に接触した場合を加える必要があるので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「1類感染症及び」を「1類感染症、」に改め、「除く。）」の次に「、同条第7項の新型インフルエンザ等感染症その他これらに準ずる感染症」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第1号の規定は、令和2年2月1日から適用する。